

### Ⅲ 適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

#### 1 適用額明細書への転記例

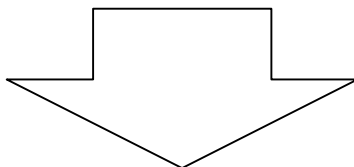
P15から適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方が掲載されていますが、適用額明細書への転記は次のとおり行ってください。

#### 【別表様式六(六)】

別表六(六) 「14」、「21」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。		事業年度	法人名
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		・	・
試験研究費の額	1	円	22
試験研究費の総額等に係る税額控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄	「平成27年旧措置法第42条の4第3項」		①
② 「区分番号」欄	「00428」		②
③ 「適用額」欄	「26」欄の金額		
試験研究費の額	4	分	25
平均売上金額 (別表六(十)「5」)	5		26
試験研究費割合 (1)/(5)	6		27
当期繰越税額控除額 (24)-(25)			③ 200,000
法人税額の特別控除額 (14)又は(14)+(21)+(26)			

別表六(六) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意 当期の試験研究費の額(一)30の①欄が前期の試験研究費の額から控除することができませんので細



#### 【適用額明細書】

所得金額又は 欠損金額	十億 百万 千 円	記 理 備
① 租税特別措置法の条項	② 番号	③ 適用額
平成27年旧措置法 第42条の4第3項第 号	00428	十億 百万 千 円 200000

※ 上記別表様式六(六)の記載の仕方のように「①租税特別措置法の条項」欄に「平成27年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に記載してください。